

	ご意見	反映状況	参考情報
総論	1 <b>【第3回審議会松田副会長】</b> 県条例策定後に「LGBTI」という言葉が出てきたので、それもどこかに含まれると嬉しい。  → <b>【第3回審議会諸橋委員】</b> 異性や同性という言葉が今やナンセンスになりつつある中で、我々としてはどのようなスタンスに立つのか、という根源的な議論がある。多様性を担保しつつ、まだ当分、男女というカテゴリーも使わざるを得ないと思われるが、あまり広げてLGBT、SOGIをここに入れると、また難しいかもしれないので、根源的な議論が必要。	<b>【反映なし】</b> ○本県のM字カーブや男性の家事・育児時間の状況などをみると、「男女共同参画」の実現に向けて依然として多くの課題が残されており、条例に基づき引き続き取り組みを推進していく必要があることから、今回の見直しでは、性的マイノリティを含めダイバーシティの観点を取り入れるなど、条例の基本的な考え方を変更するような大幅な見直しは行わない。  ○性的マイノリティに関しては、新たな人権課題として、人権指針へ具体的に盛り込むことを検討する。  →R4.3改定の「かながわ人権施策推進指針」に新たに項目として位置付けた。	
第2条 定義	2 <b>【第3回審議会岩田会長】</b> 第2項記載の県の協力相手について、NPO等の非営利団体や学校、大学など、ここに書かれていない主体との協力が大事になっていると思われる。 → <b>【第4回審議会事務局案】</b> 「県は～市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう～」を「県は、～市町村、NPOや教育機関を含む事業者及び県民など、多様な主体と協力して実施するよう～」に修正 → <b>【第4回審議会岩田会長】</b> 確かに教育機関は事業者という側面もあるが、修正案に違和感を感じるので、事業者と教育機関は切り離してもらいたい。	<b>【(連携の相手方を明確にするという形で)反映】</b> (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し～ <b>※修正なし</b> (2) 「事業者」について、個別具体的な例を列挙するのではなく、他条例を参考に、「事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。」という定義を記載する。 <b>※新規</b> (3) 積極的改善措置 <b>※新規(意見No.3参照)</b> (4) セクシャル・ハラスメント 相手が望まない～ <b>※第2号→第4号へ(一部修正 意見No.4参照)</b>  <b>※男女共同参画基本法第8条に即した表現とするため。</b>	○逐条解説第5条関係記載事項 「事業者」：営利、非営利、法人、個人を問わず、何らかの事業を行うものであり、企業、個人事業主、町内会、自治会、NPO等が含まれる。また、事業者には、事業所が県内にある事業者のみではなく、県内において事業活動を行う事業者も含まれる。  <b>※逐条解説の標記に「教育機関」を追加。(第4条の県の連携相手の明確化、第8条のセクハラ禁止の条文との兼ね合いより)</b>
	3 <b>【第3回審議会神尾委員】</b> 男女共同参画政策で求められているのはポジティブ・アクションなので、そのような取組を県もやっていくというような条文があるとよい。 → <b>【第4回審議会事務局案】</b> 女活法に基づき既に計画を定め取り組んでいるので、反映しない。 → <b>【第4回審議会神尾委員、岩田会長】</b> 既に色々取り組まれていることはわかっており、新しいことを実施してほしいわけではないが、県の姿勢として入れてもらいたい。	<b>【反映】</b> ○第4条「県の責務」にポジティブ・アクションの記載を追記することに伴い、第2条へポジティブ・アクションの説明を追加 (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され～ <b>※修正なし</b> (2) 事業者 <b>※新規(意見No.2参照)</b> (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 <b>※新規</b> (4) セクシャル・ハラスメント <b>※第2号→第4号へ(一部修正 意見No.4参照)</b>  <b>※男女共同参画基本法第8条に即した表現とするため。</b>	○男女共同参画社会基本法 第2条(定義) 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され～ 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。  <b>※法の逐条解説には「積極的改善措置は男女共同参画社会の形成のための重要な概念であり、いわゆるポジティブ・アクションのことであり」と書かれている。</b>
	4 <b>【第4回審議会白河委員】</b> セクハラ定義の修文 「相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は～」を「相手が望まない性的な言動により相手方の生活、就業、学業などの環境を害すること又は～」に修正。	<b>【反映】</b> ○下記のとおり修正 (4) セクシャル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること～  <b>※法務部署より、次のとおり指摘があったため、上記のとおり「生活環境」について説明する修正案とした。</b> ・「就業や学業」は当然「生活環境」に含まれていると考えられる。また、「生活、職業、学業の環境」としてしまうと、職業訓練等の曖昧な場は含まれるのか分からなくなってしまうのではないかと。	○女性活躍加速のための重点方針2019(「第4次男女共同参画基本計画」に定めた具体策や成果目標の実現に向け、今後重点的に取り組むべき事項について取りまとめたもの) また、男女雇用機会均等法等の改正法及び「セクシャル・ハラスメント対策の現状と課題」の趣旨を踏まえ、労働分野はもとより、教育・スポーツ等を始めとする他の分野においても、相談体制の整備や実効性の確保を始め、被害の予防、救済、再発防止に向けた取組を促進する。また、関係省庁で連携し、実態を把握しながら、就職活動中の学生に対するセクシャル・ハラスメントの防止策を実施する。

	ご意見	反映状況	参考情報
第3条 理念	5 【第4回審議会岩田会長】友人同士で暮らすなど、家庭のあり方が多様になり、家族だけが家庭を構成する時代ではなくなってきたため、「男女共同参画の推進は、 <u>家族を構成する男女が～</u> 」の部分、「男女共同参画の推進は、 <u>家庭生活を送る男女が～</u> 」に修正してはどうか。  【第4回審議会白河委員】女性も仕事を持っていることを強調するため、「相互の協力の支援の下に、 <u>家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるよう～</u> 」を「相互の協力の支援の下に、 <u>家庭と仕事における活動と当該以外の活動との両立を図ることができるよう～</u> 」に修正。	【反映予定→一部反映】 ○下記のとおり修正 男女共同参画の推進は、 <u>家族を構成する男女が</u> 、相互の協力と社会の支援の下、 <u>家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立</u> を図ることができるよう～ ↓ 男女共同参画の推進は、 <u>男女が相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活との調和</u> を図ることができるよう～  ※第4次男女共同参画基本計画や重点方針の標記を参考に、主語は「 <u>男女が</u> 」とし、仕事は「 <u>職業生活その他の社会生活</u> 」という表現で盛り込む。 (文章後半で「 <u>家庭生活と～</u> 」という文章に続くため、主語を「 <u>家庭生活を送る男女が</u> 」とする、記述が重なってしまう。)  <最終(案)> ○「男女共同参画の推進は、 <u>家族を構成する男女が～</u> 」と、現行条例のままとする。  ※法務部署より下記のとおり指摘があったため、改正しないこととなった。 ・「 <u>男女が</u> 」という主語にすると「一般的な男女間においてWLBを図る」ことを目的とした条文と読み取れてしまう。  ○「 <u>家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和</u> 」と、改正する。  ※法務部署より下記のとおり指摘があったため、「等」という文言を足した。 ・「 <u>家庭生活</u> 」と「 <u>社会生活</u> 」という2表記だと、どちらにも含まれない活動(例:趣味の読書)が漏れてしまうのではないかと。	○第4次男女共同参画基本計画の類似の表記 ・ <u>仕事と生活の調和</u> が図られ、 <u>男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会</u>  ○女性活躍加速のための重点方針2019 男女が互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等に参画し、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指すべきである。  ○男女共同参画社会基本法 第六条(家庭生活における活動と他の活動の両立) 男女共同参画社会の形成は、 <u>家族を構成する男女が</u> 、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として～
	6 【第3回審議会政金委員】 <u>選挙の候補者の機会均等</u> を定めた規則、罰則はないが、書けるのならばそういう方向性も示せるとよいと思う。	【反映なし】 ○政治分野における男女の候補者の数の均等は「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」で定められている事項であり、「見直しのポイント⑥(条例に根拠を置かなければ実施できないか)」を踏まえ、本条例には記載しない。 また、罰則を設けることは、「政治活動の自由を確保しつつ候補者の数ができるだけ均等になるように」という法の趣旨に反しており、「見直しのポイント⑤(適法性)」を踏まえ、本条例に罰則は規定しない。  ○政治分野における男女の候補者の数の均等については、県内で行われた選挙に関する情報収集を行い、 <u>かながわ男女共同参画センター</u> が県ホームページで公表している「 <u>かながわジェンダーダイバーシティ・データベース</u> 」において、順次収録、掲載する。	○〔政治分野における男女共同参画の推進に関する法律〕 第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、 <u>政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。</u>
第4条 県の責務	7 【第3回審議会神尾委員】男女共同参画政策で求められているのは <u>ポジティブ・アクション</u> なので、 <u>そのような取組みを県もやっていく</u> というような条文があるとよい。 →【第4回審議会事務局案】女活法に基づき既に計画を定め取り組んでいるので、反映しない。 →【第4回審議会神尾委員、岩田会長】既に色々取り組まれていることはわかっており、新しいことを実施してほしいわけではないが、県の姿勢として入れてもらいたい。	【反映】 ○「県は、前条に規定する理念(以下「条例の理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策( <u>積極的改善措置を含む。以下同じ。</u> )を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」 という改正案に修正する。  ※男女共同参画基本法第8条に即した表現とするため。	○男女共同参画基本法の表記  (国の責務) 第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 <u>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)</u> を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
	8 【第3回審議会岩田会長】第2項記載の県の協力相手について、NPO等の非営利団体や学校、大学など、ここに書かれていない主体との協力が大事になっていると思われる。 →【第4回審議会事務局案】「 <u>県は～市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう～</u> 」を「 <u>県は、～市町村、NPOや教育機関を含む事業者及び県民など、多様な主体と協力して実施するよう～</u> 」に修正 →【第4回審議会岩田会長】確かに教育機関は事業者という側面もあるが、修正案に違和感を感じるので、事業者と教育機関は切り離してもらいたい。	【(第4条においては)反映なし】 ○下記のとおり原文のままとする。 県は、～施策について、 <u>市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう～</u>  ※第8条で、使用者による第三者へのセクハラに対する事業者の配慮について、説明を加筆するため、第2条に事業者の定義を新たに加える予定であるが、この中に教育機関が入るため、ここでも記載すると内容が重複する。第2条で事業者の定義を明記することにより、NPOや教育機関が入っていることは明確になる。	○男女プラン 重点目標5の記載 プランの取組みをより実効性のあるものとし～ <u>市町村、NPO、民間企業等との連携・協働は欠かせません。多様な主体と緊密に連携しながら～</u>

	ご意見	反映状況	参考情報
第7条 性別による 権利侵害 行為の禁 止	9 【第4回審議会岩田会長】異性に対する暴力行為について、 <u>身体的、精神的暴力のほか、経済的、社会的暴力についても記載する必要があるのではないか。</u>	【反映予定→反映なし】 何人も～異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別による権利侵害～ ↓ 何人も～異性に対する <u>身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力行為</u> その他の性別による権利侵害～ と反映予定だったが、法務部署より以下のとおり指摘があり反映しないこととなった。 ・「身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力」は法令用語として不適切である。(DV法などの法令で、暴力の種類について明記されているものがない)	○事務局案補足:基本法やDV法には、暴力の種類の記事はないが、県のDV防止プランで、経済的、社会的暴力の認知度を高めていくことを記載しているため、条例に盛り込む。  ○〔豊島区男女共同参画推進条例〕 第7条3 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、パートナー若しくは交際相手である者又はあつた者に対する <u>身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為</u> を行ってはならない。
第8条 セクハラ の禁止	10 【第3回審議会岩田会長】平成28年3月に男女雇用機会均等法が改正され(平成29年1月施行)、事業主に対して妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置が義務付けられたが、そのことに伴い、いわゆるマタハラやパタハラを含め、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為を禁止するという考え方を入れる必要があるのではないか。	【反映なし】 ○男女雇用機会均等法で防止措置が義務付けられているため、「見直しのポイント⑥(条例に根拠を置かなければ実施できないか)」を踏まえ、本条例に新たに記載しない。  ○条例第3条1項(理念)で「性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、(略)、 <u>男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること</u> その他の男女の人権が尊重されること」を旨として男女共同参画が推進されなくてはならないこと、また第5条1項(事業者の責務)で「 <u>事業者は、条例の理念に則り、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進を図る</u> 」と規定されていることから、事業者に対して、男女が個人としての能力を発揮する機会を確保し事業活動を行うことについては、既に条例に盛り込まれている。	【反映しない】 ○男女雇用機会均等法で防止措置が義務付けられているため、「見直しのポイント⑥(条例に根拠を置かなければ実施できないか)」を踏まえ、本条例に新たに記載しない。  ○条例第3条1項(理念)で「性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、(略)、 <u>男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること</u> その他の男女の人権が尊重されること」を旨として男女共同参画が推進されなくてはならないこと、また第5条1項(事業者の責務)で「 <u>事業者は、条例の理念に則り、その事業活動を行うに当たっては男女共同参画の推進を図る</u> 」と規定されていることから、事業者に対して、男女が個人としての能力を発揮する機会を確保し事業活動を行うことについては、既に条例に盛り込まれている。
	11 【第3回審議会白河委員】企業はセクハラだけではなくパワハラも防止措置義務ができたので、その辺りの書きぶりや届出はどうするか。  →【第3回審議会岩田会長】男女共同参画の範疇で、パワーハラスメントまで書き込む必要があるか？  →【第3回審議会白河委員】女性もパワハラを受けており、男女共同参画なので、あってもよいかと思った。	【反映なし】 ○パワハラについては労働施策総合推進法で防止措置が義務付けられているため、「見直しのポイント⑥(条例に根拠を置かなければ実施できないか)」を踏まえ、本条例に記載しない。  ○なお、パワハラは性別に基づくハラスメントとは一概には言えず(同性間でも多く発生している)、男女共同参画推進条例への位置付けが適切かという問題もある。	【反映しない】 ○パワハラについては労働施策総合推進法で防止措置が義務付けられているため、「見直しのポイント⑥(条例に根拠を置かなければ実施できないか)」を踏まえ、本条例に記載しない。  ○なお、パワハラは性別に基づくハラスメントとは一概には言えず(同性間でも多く発生している)、男女共同参画推進条例への位置付けが適切かという問題もある。
	12 【第4回審議会岩田会長】男女雇用機会均等法で事業者のセクハラ防止措置義務が定められていることを考えると、第2項(使用者に対する事業者のセクハラ防止配慮)は不要ではないかと思っただが、 <u>条例の方が「使用者以外の第三者」へのセクハラについても対象としており幅広ということはわかった。しかし、そのことが伝わりにくいので、記述をわかりやすくしてもらいたい。</u>  【第4回審議会白河委員】事業者は使用者が第三者に対してセクハラを行わないように配慮するとあるが、 <u>第三者は誰を指しているのか？</u> 自社の従業員に限らず、取引先、就活中の学生なども入れて欲しい。	【反映】 ○下記のとおり修正(補足説明の追加) 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、 <u>第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。</u> ↓ 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、 <u>取引先の従業員や施設利用者、教育機関においては生徒など、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。</u> ↓ 「第三者(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)」という表現に修正のうえ改正する。  法務部署より、次のとおり指摘があった。 ・「～など、第三者」という表現では、「第三者」が「～」の例示に限られているという誤解を招く恐れがある。 ・また、「教育機関」以外にも生徒は存在する(習い事等)ため、「教育機関等」という文言は削除した方がよい。	○第三者の説明については逐条解説の例示を参考とした。

	ご意見	反映状況	参考情報
第10条 事業者の 届出制度 について	13 <b>【第3回審議会白河委員】</b> 男性が育児休業を取得しない一番の理由は、男性が制度の存在を知らない、ということがある。よって、男性に対するの周知義務の必要はまだある。 <u>育児休業制度の周知や、使いやすい措置ということも書ければと思う。</u>	<b>【反映なし】</b> ○育児・介護休業法で対象者への制度の周知が義務付けられていることから、「見直しのポイント⑥(条例に根拠を置かなければ実施できないか)」を踏まえ、本条例に記載しない。  ○育児休業制度を使いやすいものとするための事業者に対する働きかけは、「育児休業取得マニュアル」(令和元年度事業としてかなテラスが情報収集・取りまとめ中)の普及など、 <u>県の施策を通じて行う。</u>	
	14 <b>【第3回審議会白河委員】</b> 県の事業者は、男女共同参画の届出も出さなくてはならないし、女性活躍推進法の届出もしなくてはならないという、二重になってしまっている。  → <b>【第3回審議会岩田会長】</b> 条例に基づく届出は県知事へ、女活法に基づく一般事業主行動計画の届出先は都道府県労働局と、届出先が違う。	<b>【反映なし(届出制度の継続)】</b> ○条例制定後に成立した女性活躍推進法に基づき、国から事業者への取組促進の働きかけが行われていることから、「見直しのポイント①(条例により解決する必要がある課題か)、⑦(神尾委員ご意見(条例制定時は女活法がなかった))」を踏まえると、 <u>条例に基づき届出制度という形で事業者へ働きかけを行う意義は、条例制定時と比べ薄れたといえる。</u>  ○しかし、届出項目の中には、「女性管理職(課長相当職以上)の割合」など県の計画の指標となっているものがあり、 <u>国の類似の調査では、都道府県別の同じ項目の毎年の実績値が把握できないことから、届出による効果も踏まえつつ、事業者の負担が過重にならないよう、必要最小限の項目について引き続き男女共同参画の状況を届け出てくださいとしたい。</u>	○類似の調査 ①民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合 ・役職別(係長/課長/部長)に把握しているが都道府県別の数値が公表されていないもの:賃金構造基本統計調査(毎年)、雇用均等基本調査(毎年) ・管理的職業従事者(会社役員、管理的公務員等)の状況を把握しているもの:国勢調査(5年毎)、就業構造基本調査(3年毎)、労働力調査(四半期、年平均) ・有給役員の状況を把握しているもの:経済センサス活動調査(5年毎) ※条例届出では、当該年度の登用数や、課長職候補(係長)についても確認している。  ②民間の介護休業利用事業所割合、③事業所における育児休業利用者に占める男性の割合 ・都道府県別の数値が公表されていないもの:雇用均等基本調査(毎年)
	15 <b>【第4回審議会岩田会長】</b> 施行規則第3条で届出事項として書かれていることは「措置の状況」(どのような措置を講じているか)ではなく、 <u>措置を講じた結果としての実態(数字)についてであるため、「措置の状況」を「措置の実施状況」に改めると共に、届出書の様式の該当部分も同様に修正する。</u>	<b>【反映予定→反映なし】</b> ○下記のとおり修正 (7)業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況 ↓ (7)業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の実施状況と反映予定だったが、法務部署より以下のとおり指摘があり反映しないこととなった。 ・措置を講じた結果(数字等)であっても「措置の状況」という文言で言い表せるため。	
	16 <b>【第4回審議会岩田会長】</b> 施行規則第3条について、条例第10条の(7)は、事業者の届出項目が様式上の項目と違うように思われるため、様式に合わせ修正してもらいたい。	<b>【反映予定→反映なし】</b> ○下記のとおり修正 (届出事項)第3条 条例第10条第1項第9号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。(以下略) ↓ (届出事項)第3条 条例第10条第1項第7号に規定する届出項目は、次に掲げる事項とする。 (1) 出産者(女性)、配偶者出産者(男性)の人数及び男女別育児休業取得者数並びに育児休業利用日数区分別の男女別利用者数 (2) 介護休業及び子の看護休暇の男女別利用者数 2 条例第10条第1項第9号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。(以下略)  ※現行規則の第3条部分(条例第10条第1項第9号(その他規程で定める項目))を第3条第2項とし、第3条第1項に「業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況」の細目を追加する。(岩田会長ご指摘の項目は、届出項目「業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況」の細目に関するものであるため)  と反映予定だったが、法務部署より以下のとおり指摘があり反映しないこととなった。 ・条例第10条第1項第7号は、第9号の様に「その他規則で定める事項」のように規則委任していないため、規則で「条例第10条第1項に定める事項は～」として定めることはできない。	
	17 <b>【第4回審議会白河委員】</b> 届出項目に「同じ仕事をする男女の賃金格差」を入れてはどうか。	<b>【反映なし】</b> ○「同じ仕事をする男女」という定義が難しく、事業所の届出は難しいと考えられる。  ○本県における男女間の賃金格差は、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」結果で把握可能であり、「2019年版神奈川県の男女共同参画」(男女共同参画年次報告書)のP3に掲載している。	

	ご意見	反映状況	参考情報
	18 <b>【第3回審議会岩田会長】</b> 女活法が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されたことに伴い、本条例に基づき男女共同参画の推進に関する届出を義務付けている事業所(常時使用する従業員の数が300人以上の事業所)の規模について検討が必要ではないか。	<b>【反映なし(事業所の規模の変更は行わない)】</b> ○条例制定後に成立した女性活躍推進法に基づき、国から事業者への取組促進の働きかけが行われていることから、「見直しのポイント①(条例により解決する必要がある課題か)、⑦(神尾委員ご意見(条例制定時は女活法がなかった))」を踏まえると、 <u>条例に基づき届出制度という形で事業者へ働きかけを行う意義は、条例制定時と比べ薄れたといえる。</u>  ○届出項目の中には、「女性管理職(課長相当職以上)の割合」など県の計画の指標となっているものがあり、国の類似の調査では、都道府県別の同じ項目の毎年の実績値が把握できないことから、届出による効果も踏まえつつ、 <u>事業者の負担が過重にならないよう、届出を義務付ける事業所の規模は現在のとおおり300人以上として、引き続き男女共同参画の状況を届け出てください。</u>	○条例制定時の事業所の規模に関する考え方 届出内容を経年的に見て行くにあたって、事務体制や財政基盤がある程度しっかりしていると見込まれること、従業員数が少ない場合、少人数の変動であっても、男女別の割合等について変動が大きく、実態が把握しにくいという面等を勘案して、制度の円滑な運営を図るため、300人以上として定めているものである。
第14条 施策等の 提案	19 <b>【第4回審議会岩田会長】</b> 県内に住所を有する者や県内に事業所を有する事業者に加えて、県内に勤務する者と県内に在学する者が規定されている。さらに、「 <u>県内の事業所のサービスを利用する者</u> 」を追加できないか。 例えば、県民ではない者が県内の医療機関や福祉施設等を利用してハラスメントの被害にあった場合が想定される。	<b>【反映予定→反映なし】</b> ○下記のとおり修正 (提案等の申出ができる者) 第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める者は、 <u>県内に勤務する者又は県内に在学する者とする。</u> ↓ 第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める者は、 <u>県内に勤務する者、県内に在学する者及び県内事業者の事業活動の対象となる者とする。</u> と反映予定だったが、法務部署より以下のとおり指摘があり反映しないこととなった。 ・「 <u>県内事業者の事業活動となる者</u> 」を含めると、文理上は世界中の人間が申出をできることになってしまう。 ・対象者の範囲を広げる必要性は本当にあるのか。また、実際に提案を受けた際に事務処理が可能なのか。	
第15条 審議会への 諮問	20 <b>【第4回審議会岩田会長】</b> 審議会が男女プラン、DVプランの評価をしていることも記載してもらえないか。	<b>【反映予定→反映なし】</b> (審議会への諮問等) 第15条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、 <u>審議会の意見を聴くものとする。</u> 2 審議会は、 <u>県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行う。</u> と反映予定だったが、法務部署より以下のとおり指摘があり反映しないこととなった。 ・第15条の「～審議会の意見を聞く」という規定のなかで施策に対する評価も含まれると考えられる。	○参考 他県の記載例  <三重県男女共同参画推進条例> 第13条(三重県男女共同参画審議会) 2 審議会は次に掲げる事務を行う。 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。  <熊本県男女共同参画推進条例> 第25条(審議会の設置) 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項 ※神奈川県においては、 <u>施策の評価は諮問答申事項とはなっていない。</u>